どういう結果になるかについて、被告自身が乙３２号証のｐ２２において次の様に示している。

被告は、今回の美浜事故による放射能放出量について、「安全解析では約１２トンであるのに対し、今回の事象では、主として、原子炉トリップ後３０秒間はタービンバイパス弁（主蒸気ダンプ系のこと）を用いて蒸気を復水器へ回収したため約２、２トンとなっている」としているのである。事故から４か月近くの間、一度も触れていなかったタービンバイパスについて、突如として同報告書で登場させ、「実は、これを使ったので、放射能放出量は少なかった」と言い出す被告の主張は、はっきり言ってマユツバものである。しかし今回は一応被告の言い分に従って考えると、つぎの点が明らかになる。（以下次号）

（１頁から）原子力安全委員会は、美浜２号炉事故の衝撃の中で、老齢化した原発の安全審査のやり直しを提案した。さらに、これまで実際には起こる心配はないとしてきた「過酷事故」（シビアアクシデント）についても、それに備えて、格納容器に圧力逃し弁を設置するなどの対策を検討するよう電力会社と通産省に勧告した。そうしておいて、それとは裏腹に、「有沢提言」を地でいくような今回の答申を出したのである。

伝えられるところでは、今回の答申にあたって、原子力安全委員会内部では、かなりの議論が行われたとのことである。今回問題となっている「配管保持装置」については、安全審査の対象とされている「基本設計」に含まれていないためか、各地のＰＷＲの「設置許可申請書」や、その「添付書類」には、全く記載されていない。しかし、高浜２号炉などで予定されている蒸気発生器の交換工事と関連して、この装置の取り外しの是非が原子力安全委員会で問題になったのであろう。そして結局は、電力会社やそれを後押しする通産省の圧力に負け、今回のわけの分からない答申となったのであろう。

美浜２号炉での細管の突然の破断によって、「破断前漏洩」の神話は崩壊した。にもかかわらず、その「亡霊」が生き続けていることが今回の答申ではっきりした。そしてこんご、伊方原発も含めた各地のＰＷＲに、その姿をあらわすことであろう。

会計報告（'92.7/1～7/31）

収入	
会費	８２、０００
ニュース講読料	１０３、２５０
カンパ	４、０００
コピー代	５、５６０
計	１９４、８１０
支出	
ニュース印刷代	２５、０００
郵送料	２４、８６１
振替手数料	１、０４０
資料費	２、７２０
弁護団最高裁旅費（「もんじゅ」訴訟）	６０、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
ゼロックス・コピー料	５、６９８
計	１２９、６１９
差引	６５、１９１
積立金合計	２、３８４、５６１

伊方訴訟ニュース

第 228 号
1992年 8 月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

「大口径配管の破断は起こらない」
美浜事故に懲りない原子力安全委員会

関西電力高浜原発２号炉では、昨年末に、損傷続きの蒸気発生器細管の取り替えを国に申請していたが、原子力安全委員会は６月４日に、その申請の許可に同意すると通産大臣に答申した。しかし、その答申の中に次のような意味不明の文章が含まれていた。

「配管の破断に対する防護設計は、原子炉安全基準専門部会報告書『配管の破断に伴う内部発生飛来物に対する設計上の考慮について』（平成４年３月２６日原子力安全委員会了承）に基づき行われ、想定される配管破損による動的影響に対し、取替用蒸気発生器についての機能がそこなわれることがないように設計されることを確認した」と。

この文章の意味することについて、７月１５日付けの読売新聞はつぎのように報じた。

高浜原発はじめ日本の加圧水型原発（ＰＷＲ）では、原子炉に直結した大口径の一次系配管が破断した際、破断した配管が跳ねて一次冷却材ポンプや蒸気発生器が「むち打ち」で破損する危険がある。それを防ぐために、ポンプと蒸気発生器との間の配管に「配管保持装置」（レストレイント）が設けられている。ところが、今回の蒸気発生器の交換の際に、この重要な装置を取り外すとの関西電力からの申請があったので、原子力安全委員会で検討した結果、その申請を認めた、と。

そしてその根拠は、上記の「安全基準専門部会」が出した次のような結論だという。

「配管が破断する前には少量の冷却材の漏れが先行するという、『破断前漏洩』（ＬＢＢ）の根拠は信用できるので、配管の破断は実際には起こり得ない」と。

７月２１日に開かれた福井県原子力安全環境管理協議会の席上で、通産省の担当官は、この報道の内容を大筋で認め、関西電力としては、問題の「配管保持装置」を撤去するかどうか目下検討中だという。

今回の答申は原発の安全に関わる重大な問題である。チェルノブイリ事故の３週間前に、日本原子力産業会議の当時の会長だった故有沢広巳氏が、次のような見解を述べたことは有名である。

「実際には起こりそうにもない大口径配管破断に備えたＥＣＣＳは、不必要な過剰設計でないか検討すべきである」と。

しかし、チェルノブイリ事故の衝撃の中で、この提案もうやむやになってしまった。それが、表現を変え、目立たない形で今回の答申に登場してきたのである。（６頁に）

原告準備書面

美浜２号炉蒸気発生器細管破断事故と
本件許可処分の誤り（３）
－真相究明は今から－
（１９９１年１０月３日提出）
（その７）

（二）美浜２号炉細管破断事故及び同蒸気発生器・玄海原発１号炉の蒸気発生器取り換え－という事実が、被告主張を完全に打ち砕いた

これまでの被告書面で明らかな通り、被告は本訴訟においては「美浜２号炉事故は何ら本件審査の合理性を左右しない」と主張し続けている。ところが、一番肝心な事故当事者の関西電力は「もう、この蒸気発生器は使いものになりません、修理も不可能です」として取り換えを決定しているのである。その上更に同電力は、美浜事故から三か月後に、早々に同型の高浜２号、大飯１号の蒸気発生器７基総てを取り換えることを決め、福井県と立地町に伝えているのである。それだけではない。本件審査報告書（乙４号証）も冒頭において、わざわざ本件２号炉と「同型」と審査会が明記して示していた九州電力・玄海１号炉の蒸気発生器も「使いものにならなくなった」ために取り換えることを４月に決定している（甲３３号証の８、同９、同１０）。

これらの事実によって、被告が今回提出した「美浜事象－調査状況」や、近く発表する模様の“最終報告書”の内容がどのようなものであっても、被告が「一次系冷却材圧力バウンダリの健全性が確保される」と、被告準備書面（三）において主張した各事項は、以下のごとく、完全に破綻している。即ち被告が右書面において、

「本件許可処分に際しての安全審査において」、「本件原子炉において用いられる右各設備は、いずれも燃料及び一次冷却材圧力バウンダリの健全性に影響を与えないよう十分な性能や強度等を有する設計となっていること」（同書面ｐ１７）、「本件原子炉においては、燃料及び一次冷却材圧力バウンダリの健全性に影響を与える設備は、燃料及び一次冷却材圧力バウンダリの健全性を損なうような異常状態の発生が防止しうるよう十分余裕のある性能や強度を有するものとなっていると判断された」（同ｐ１８～１９行目まで）、の二つの主張は、本件２号炉と同型・同機種の美浜２号炉蒸気発生器、即ち、一次冷却材バウンダリの最も重要な機器が、細管の完全破断事故に至り、更に、使用不能となって取り換える以外に方法がない－という事実と、更に、破断事故に至らぬ発生基ですら、細管の損傷（但し、定期点検の精度の低い検査で判った分のみで）が実に３３％（玄海１号）、３９％（高浜２号）、４１％（大飯１号）にも達していること。そして、いずれも取り換える以外に対策がない（甲３３号証の７～１０）という事実によって完全に破綻したのである。

同書面のそれ以降の「異常状態の早期検知」における「本件原子炉においては異常状態の発生は早期かつ確実に検知し得るものと判断された」（同ｐ２０）についても、何ら細管破断の発生に対しては効力を持たなかったことも美浜２号炉事故が実証した。

また「３．安全保護装置の信頼性の確保」における「燃料及び一次冷却材圧力バウンダリの損傷を防止するために設置される右安全保護装置は、いずれも確実にその機能を発揮し得るものでなければならない」とし、「本件原子炉に設置された保護装置はいずれも十分な信頼性を有しているものと判断された」（同書面ｐ２２～２４）との主張も、現実に同型・同機種の蒸気発生器細管の破断を防止できなかった今となっては空文句に等しい。

そして同三の１「安全防護設備の設置」において、「本件原子炉においては異常状態の発生ないしその拡大及び事故への発展は確実に防止され」とし、「放射性物質は、平常運転に伴って放出される極く微量のもの（略）を除いては、主として燃料及び一次冷却材バウンダリの中に閉じ込められ、本件原子炉の安全性は確実に確保されるのである」（同ｐ２４）との主張も、本件審査の中で、はっきりと明記されている「細管（伝熱管）破損事故」という、まぎれもない美浜２号炉「事故」の発生により、「異常状態の発生」すら防止できなかったのは勿論、「ないしその拡大」を防止できず「事故への発展」も全く防止し得ないものであったことが実証された。更に、美浜事故においては、放射能は「燃料及び一次冷却材圧力バウンダリ」の中には閉じ込められず、二次系に流出し、その中にとどまらすことなく、実に簡単に、直接外部へ放出されたのである。

右に指摘したとおり、今回の美浜２号炉事故は、被告が準備書面（三）で、本件２号炉審査において確認したとする

「一次冷却材圧力バウンダリにおける十分余裕のある設計」、「燃料及び一次冷却材バウンダリの健全性に影響を与える設備における十分余裕のある設計」、「異常状態の早期検知」、「安全保護装置の設置」、「安全保護装置の信頼性の確保」、「安全防護設備の設置」、「安全防護設備の信頼性の確保」のいずれの項目についても、事故防止に対して機能を果たさず、事故を発生させないことができないものであったことを実証している。

従って、被告が準備書面（二八）において、今回の美浜２号炉事故が「本件安全審査の合理性を左右しない」と主張したことは、同じ国、同じ社会体制、同じ審査方針、及び被告愛用の同じ「基本設計ないし基本的設計方針」に基づいた同型の原子炉、同機種の蒸気発生器、同じ材質の細管で発生した事故という事実に照らして、完全に失当であることが明らかである。

美浜２号炉蒸気発生器細管破断事故は、本件２号炉審査の不合理性を完全に実証した事故である。従って、不合理な審査をもとに成された本件許可処分は取り消されねばならない。

（三）裁判所並びに原告の「情報を知る権利」を、意図的に遅らせ、制限する被告のやり方はゆるされない。

被告は本日の公判の直前ともいえる９月２４日付け（原告には２６日以降に到着）で、準備書面（二八）と、本年６月６日に被告が発表したという「美浜２号機」の「蒸気発生器伝熱管損傷事象の調査状況について」（以下「調査状況」と略す）なるものを提出した。

前回公判５月３０日の、わずか７日後に発表した内容を、なんと４か月近くも後になって、裁判所と原告に提出したのである。このやり方は、美浜２号炉事故に対する原告の反論の機会を、極力遅らせようという被告の姑息な意図が明白である。即ち、美浜２号炉事

故に関しては、いわゆる“最終報告書”なるものも、１０月中に発表されるといわれているのであるが、本来なら、その近く発表される報告の内容こそが、今回の公判に提出されることは、十分に可能なはずである。そうすることによって、裁判所と原告は、より迅速な裁判を進めることができるのである。しかし被告は、それを怠ったり、原告の反論し得る時期を故意に遅らせようとている。

このようなやり方がまかり通れば、被告のみが独占している今回の美浜２号炉事故の情報は、被告が本訴訟を「有利に」進めるために、裁判所並びに原告に対して、情報提示の機会や内容をどうにでも操作することも容認することになる。それは、被告が行政権力を使って、国民である原告、及び司法の要である裁判所の「情報を知る権利」を一方的に、自由に「制限」し得ることを許し、野放しにすることになるのである。

原告はまず、美浜２号炉事故の“最終報告書”が「いつ」公表されるのかについて、本日の法廷において確認を求める。そして、右報告書が公表され次第、「直ちに」右報告書の写し全文を、本裁判所と原告に対して、被告が提出するよう確認を求める。

（四）被告準備書面（二八）について

－ＥＣＣＳ作動直後に自動的に行われた所内電源の停止によって、放射性蒸気を復水器に導くこともできなくなっていた美浜２号炉事故－

わずか５頁余りの書面で、それも先に指摘した通り、発表から４か月近くも後になって提出した“証拠”をかざし、公判の直前になって相手の反論する時間を極力与えないようにしておいて、云いたいことだけ書いた書面を出して一目散に逃げていくという、毎度おなじみのこざかしい被告のやり口は、国民たる原告にとって、怒りを通りこして、このような被告らが権力をふるっている我が国の行く末と、原発の安全確保への行く末が、心底案じられてならないのが偽らざる心情である。

とりあえず（二八）について次の点を指摘しておく。

被告は同書面において、原告が前回提出書面において、本件２号炉審査申請書において、蒸気発生器細管破損事故の事故解析について、破損時には「汚染された二次系蒸気は主蒸気ダンプ系（タービンバイパス弁）を通して復水器へ導かれる」となっているのに、美浜事故では、主蒸気逃し弁の手前（タービン側から見て）の主蒸気隔離弁を早く閉めたため、逃し弁から放射性蒸気が外部へ必然的に放出される結果となったと指摘の上、なぜ、美浜２号炉では、本件２号炉安全審査で確認ずみの復水器へ導く処置をとらなかったのか。早すぎる隔離弁閉止の真相を明らかにせよ（同書面ｐ３９）と釈明を求めた点を挙げながら、主蒸気隔離弁の閉止についての真相には一言も釈明がなく、本件２号炉審査において「最終的に取り上げた事象」として「事象発生後、外部電源の喪失を仮定するため」「これによって循環水ポンプ等が停止し、主蒸気ダンプ系は使用できなくなるのである」（被告書面（二八）２枚目真ん中）と述べている。ちなみに被告は、同書面の３枚目で、原告の挙げる美浜事故の際の「所内電源停止」と本件安全審査の「外部電源喪失」は「違う」として、それを「何ら理由がない」とのわけのわからない言い分の根拠としているが、この内容を読む限りでは、両者の違いはＥＣＣＳ作動の電源の使い方の違いだけである。原告が前回より問題としている一次冷却水ポンプの停止や、主蒸気ダンプ系の使用不能などについては、何の意味も持たない「違い」である。また、被告の「違い」の主張にもかかわらず、被告らへの取材をもとに報道されている記事では「外部電源喪失」と美浜事故の「所内電源停止」を同一にみなしているものもあることを指摘しておく（甲３３号証の四参照）。

原告は、先の求釈明とは別に「一次冷却水ポンプなどの停止に至る所内電源停止という、事故解析で最も厳しいとする電源停止という事態を、なぜ自ら招くやり方を「自動的」に行ったのかーと釈明を求めていた（原告前回書面ｐ４１）。

ところが右の通り、被告は、右原告の二つの問いに対して、実はそれは「外部電源の喪失」即ちＥＣＣＳ機動の違いだけでしかない「所内電源の停止」によって発生する事態であることを明瞭に示した。

このことは、主蒸気隔離弁の閉止は、格納容器と外部との隔離のために行われているかのように一連のドラマが描かれていたが、現実には、それより前のＥＣＣＳ作動時点に、自動的に発生した所内電源の停止によって、主蒸気ダンプ系の使用、つまり、放射性蒸気の復水器への導きは不可能となっていたことを示している。

原告が安全審査における「外部電源の喪失」と、今回の美浜事故における「所内電源の停止」に関して問題としているのは、安全審査においての「外部電源の喪失」という事態は、運転管理者が自ら行う停止行為ではなく、「実際より十分厳しい解析結果を得るために、一つの条件として考えた」ものであり、あくまで「不測の事態」として発生するとされた前提である。

再度指摘するが、「外部電源の喪失」は、管理者が、意図的に、計画的に行う電源停止行為ではない。

しかし美浜原発事故に際しては、被告準備書面（二八）で明かになった通り、関西電力の運転員の操作（というよりは、あらかじめ自動的にセットされていたのであるから、まさに関西電力自体の意志で）による所内電源の停止によって、循環ポンプ系の使用不能という事態に至ったのである。

つまり、審査では、あくまで不測の事態として発生が仮定されていた「外部電源の喪失」によって、引き起こされるはずだった「主蒸気ダンプ系の使用不能」という事態が、美浜事故では、運転管理者の自覚した行為によって実際に起こされたーという点である。

この、関電自ら意図的に引き起こした主蒸気ダンプ系の使用不能という事態によって、主蒸気隔離弁の閉栓より前の時点で、すでに、一次系から二次系へ流出した放射性蒸気を復水器に導くことは不可能となっていたのである。従って、汚染された蒸気は「外部」へ出るしか、他に道はなかったのである。

被告がどのようにゴマカソウと努力しても、本件２号炉審査では、この「外部電源の喪失」という「不測の事態」が起こらない状況での細管破損事故の際には、申請書に明記している通り、「汚染された二次系蒸気は主蒸気ダンプ系により復水器に導かれる」ことになっているのである（被告書面（二八）１枚目後から４行目～最終行）。

そして、この復水器へ汚染蒸気を導くと、